

**循環器病予防・普及啓発事業業務委託
企画提案競技 審査票**

提案者名： _____

審査員名： _____

○5段階評価とする審査項目の配点

審査項目・審査の視点（配点）	特に 良い	良い	普通	やや 劣る	劣る
1 業務の目的・理解度（5点）					
(1) 業務の目的を的確に理解し、本県の課題（脳血管疾患の死亡率全国2位、心疾患全国13位）に基づいた有効な考え方が示されているか。	5	4	3	2	1
2 業務体制・実績（15点）					
(1) 業務遂行に必要な体制（組織、責任者、人員等）が確立しているか。	5	4	3	2	1
(2) 業務フローが明確に示されており、スケジュール等が適切なものとなっているか。	5	4	3	2	1
(3) 同種業務（健康啓発、セミナー運営、動画配信、資材作成等）の実績や専門性はあるか。	5	4	3	2	1
3 セミナー運営及びアーカイブ配信（40点）					
(1) 集客のための周知方法やターゲット層の絞り込み、セミナーのプログラム案（講師候補、演題等）は具体的かつ魅力的なものとなっているか。	10	8	6	4	2
(2) アーカイブ配信の目標（300名以上視聴）を達成するため、周知方法は効果的なものとなっているか。	10	8	6	4	2
(3) 配信動画のクオリティ（テロップ挿入や見やすさの調整等）や、適切な配信環境・プラットフォームの提案がなされているか。	10	8	6	4	2
(4) 視聴回数的人為的な水増しを確実に排除・管理する具体的な手法が示されているか。	10	8	6	4	2
4 啓発資材の作成（20点）					
(1) リーフレットの構成案やデザインコンセプトは県民に伝わりやすいものとなっているか。	10	8	6	4	2
(2) 作成したリーフレットや電子データを、本セミナー以外においても効果的に活用するための工夫がなされているか。	10	8	6	4	2
5 効果検証・報告体制（10点）					
(1) 現地参加者及びアーカイブ視聴者に対するアンケートの設計、回収、分析の手法は適切か。	5	4	3	2	1
(2) 報告時に、配信プラットフォームの管理画面から抽出した客観的な統計データを分析し、次年度以降に資する検証・報告が期待できるか。	5	4	3	2	1
6 独自提案（5点）					
(1) 仕様書に定めのない、本事業の効果を高める独自の工夫や付加価値のある提案がなされているか。	5	4	3	2	1
7 経費（5点）					
(1) 各経費の内訳が適正であり、予算の範囲内で最大限の効果が得られる効率的な配分となっているか。	5	4	3	2	1
（計100点）	/100点				

○賃金水準の向上・女性の活躍推進に関する取組への配点

評価項目			配点		
7 賃金水準の向上（5点）					
(1) 役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上		3	最大5	
	2.00%以上		4		
	3.00%以上		5		
8 女性の活躍促進（5点）					
(1) 一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法	0.25	最大0.5	
		次世代法	0.25		
(2) えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1.0	最大3	
(3) 法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5		
		プラチナえるぼし	2.0		
	次世代法 ※3	くるみん	1.5		
		プラチナくるみん	2.0		
(4) 秋田県知事表彰の受賞		若者雇用促進法 ₃ ※3	ユースエール	0.5	0.5
		女活躍推・両立支援企業表彰 ※4		0.5	最大1
		女性の活躍推進企業表彰 ※4		0.5	
		子ども・子育て支援知事表彰 ※4		0.5	
		男女共同参画社会づくり表彰		0.5	
			(計10点)	/10点	
			合計	/110点	

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士や公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（参考様式）」により比較する

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、県が令和4年5月に導入した認定制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を一つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年度法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※4 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して、令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。